

三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、消防車両を運転することができる消防団員の確保を図るため、準中型自動車運転免許等を取得した者に対し、予算の範囲内において三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 団員 三豊市消防団条例（平成18年三豊市条例第203号。以下「条例」という。）

第5条の団員をいう。

(2) 準中型自動車運転免許等 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項の準中型自動車運転免許、中型自動車運転免許及び大型自動車運転免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、団員であって、次の要件に該当するものとする。

(1) 補助金の交付を申請する時点において準中型自動車運転免許等を受けていない者（法第84条第3項の普通自動車免許を有しない者を含む。）であって、準中型自動車運転免許等を取得するために自動車教習所に入校していないものであること。

(2) 条例第5条の消防団長及び補助対象者が所属する分団の長が推薦する者であること。

(3) 準中型自動車運転免許等を取得した日の属する翌年度から起算して5年以上団員として在職することを誓約する者であること。

(4) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、準中型自動車運転免許等の取得に要する経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 法第99条に規定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）の入所に要するもの

(2) 教習所において準中型自動車運転免許等の取得に関する技能及び知識の教習（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第四第一に定める技能教習の教習時間の基準に係る教習時間及びこれに対応する学科教習に係るものに限る。）に要するもの

(3) 教習所における修了検定及び卒業検定に要するもの（それぞれ1回分に限る。）

(4) 適正検査及び学科試験の受験料（それぞれ1回分に限る。）

- (5) 前各号に掲げるもののほか、準中型自動車運転免許等の取得に関し、市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額とし、13万円を上限とする。この場合において、補助対象者が法第84条第3項の中型自動車運転免許又は大型自動車運転免許を取得する場合の補助対象経費の合計額は、当該補助対象者が当該中型自動車運転免許又は大型自動車運転免許を取得した教習所における準中型自動車免許の取得に要する経費を基準として算定した額とする。

- 2 前項の場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付申請書兼誓約書兼推薦書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者名義の法第92条の運転免許証又は同法第95条の2第4項の免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）の写し（法第84条の運転免許を受けていない場合を除く。）
- (2) 免許取得計画書（当初・変更）（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の額が確認できる書類の写し
- (4) 市税完納証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(変更及び取下げの申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、免許の取得に関する計画の変更又は取下げについて承認を受けようとするときは、三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金（変更・取下げ）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 免許取得計画書（当初・変更）
- (2) 変更後の補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、変更内容が確認できる書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金変更（承認・却下）決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 交付決定者は、準中型自動車運転免許等を取得し、取得に要した費用の支払いが完了したときは、当該準中型自動車運転免許等を取得した日から起算して30日を経過する日又は取得した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し
- (2) 準中型自動車運転免許等の免許証等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を申請した日の属する年度の末日までに準中型自動車運転免許等を取得できなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに交付決定者に三豊市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。